

平成30年9月13日

知的財産戦略本部海賊版対策タスクフォース ヒアリング資料

SOPA/PIPA法案をめぐる 米国の議論と我が国への示唆

九州大学法学研究院 准教授

成原 慧

1. SOPA/PIPA法案の趣旨

- The Stop Online Piracy Act (SOPA) 法案
 - コンテンツ業界などの要望を背景に、2011年10月にスミス下院議員らにより、合衆国議会下院に提案される。
 - 「合州国の財産の窃盗と闘うことにより、繁栄、創造性、起業家精神およびイノベーションを促進する」ことなどを目的に掲げる。
 - 102条：裁判所の命令に基づき、国外の著作権侵害サイトに対し、サービス・プロバイダがアクセス防止措置（ブロッキング）を行うこと、検索事業者がリンクを削除すること、広告事業者および決済事業者が取引停止等することを義務づける。
 - 103条：広告事業者および決済事業者が、著作権者からの通知に基づき、国外の著作権侵害サイトとの取引停止等することを義務づける。
- PIPA (Protect IP Act) 法案：2011年5月に合州国議会上院に提出されたSOPAとほぼ同様の内容の法案。

※両法案の内容につき、詳しくは石新智規弁護士のヒアリング資料も参照。

2. SOPA/PIPA法案の審議プロセス

- 2011年
 - ✓ 5月12日 PIPA上院提出
 - ✓ 10月26日 SOPA下院提出
 - ✓ 11月16日 下院司法委員会においてSOPAの公聴会
 - ✓ 12月15日 下院司法委員会においてSOPAの修正審議
- 2012年
 - ✓ 1月13日 スミス下院議員がSOPAの修正を検討することを表明
 - ✓ 1月14日 ホワイトハウスがSOPAおよびPIPAへの反対声明公表
 - ✓ 1月18日 Wikipedia等がSOPAおよびPIPAに抗議しサイト停止等
 - ✓ 1月20日 スミス下院議員がSOPA取り下げの声明
 - ✓ 同日 上院にてPIPAの取り下げ動議可決

H.R.3261 – Stop Online Piracy Act 112th Congress (2011–2012).

S.968 – PROTECT IP Act of 2011 112th Congress (2011–2012).

3. ネット業界の反応

- AOL、eBay、Facebook、Google、LinkedIn、Mozilla、Twitter、Yahoo!、Zynga Game Networkによる連名書簡(2011年11月15日)
 - 「我々は、著作権侵害または偽造に専ら従事している国外の「不正な」ウェブサイトに対抗するために追加的なエンフォースメントの手段を提供するという、一連の法案において述べられた目的には賛同している。」
 - 「残念ながら、起草された法案は、法を遵守している米国のインターネット企業およびテクノロジー企業を、新しい不確実な損害賠償責任、私的な訴権、およびウェブサイトの監視を要求する技術上の義務に晒そうとしている。我々は、これらの措置が業界のイノベーションと雇用創出の継続的な実績のみならず、国家のサイバーセキュリティに深刻なリスクをもたらすことを懸念している。」

3. ネット業界の反応

- Google Official Blog, Don't censor the web (2012年1月17日)
 - 「PIPAおよびSOPAは、ウェブを検閲する。両法案は、インターネットをフィルタリングし、それを回避する手段へのアクセスをブロッキングするために、法執行機関に新たな権限を付与する。我々は経験上、このような権限は世界中の抑圧的な体制の欲しいもののリストにあがっていることを知っている。」

<https://googleblog.blogspot.com/2012/01/dont-censor-web.html>

※我が国では一般に「ブロッキング」と呼ばれる手法が、米国では「フィルタリング」と呼ばれることもあるので要注意。

- 2012年1月18日、Wikipediaが抗議のためサイトを24時間停止。Googleをはじめ多くのネット企業も抗議メッセージ等を表示。

4. 利用者団体等の反応

- 電子フロンティア財団 (EFF) : SOPA およびPIPAについて、「裁判所によって、サイトが著作権を侵害し、または他の何らかの法律に違反していると認定される前に、司法長官のみならず、個人までもが、サイトを検閲するためのブラックリストを作成することを可能にする」ものだとして批判。

<https://www.eff.org/issues/coica-internet-censorship-and-copyright-bill>

- 他にも、全米図書館協会をはじめ多くの利用者団体・消費者団体など非営利団体が反対を表明。
- ネット利用者らによる1000万名以上の反対署名が集まる。

5. 学界の議論

- ローレンス・トライブ(米国の代表的憲法学者) SOPA は「インターネットの核心にあるオープン性と情報の自由な交換を弱体化させることにより、保護された言論を劇的に萎縮させてしまう」。SOPA103条は、司法の判断も、相手方への告知と聴聞も経ずして言論を抑圧する権限を私人に与える点で、憲法上許容されない事前抑制にあたる。

Lawrence Tribe, The “Stop Online Piracy Act” (SOPA) Violates the First Amendment, Tribe Legis Memo on SOPA 6 (2011) .

- ジャック・バルキン(情報法学者) SOPA102条は、実質的に「デジタル・インフラストラクチャに対する事前抑制」として機能する。それは、政府に各種の媒介者を通じて情報流通をコントロールする権限を与え、媒介者に著作権侵害サイトへのブロッキングを促すことなどにより、発信者に対する伝統的な事前抑制よりも潜在的に強力な抑制効果を表現の自由に及ぼすおそれがある。

Jack Balkin, Old-School/New-School Speech Regulation, 127 Harv. L. Rev. 2296 (2014).

6. ホワイトハウス（オバマ政権）の声明

- OFFICIAL WHITE HOUSE RESPONSE TO Stop the E-PARASITE Act. and 1 other petition: Combating Online Piracy while Protecting an Open and Innovative Internet by Victoria Espinel, Aneesh Chopra, and Howard Schmidt (2012年1月14日)
 - 「我々は、国外のウェブサイトによるオンラインの海賊行為は、真剣な立法による対応を必要とする重大な問題であると考えているが、表現の自由を縮減したり、サイバーセキュリティのリスクを高めたり、ダイナミックでイノベーティブでグローバルなインターネットを損なうような立法を支持するつもりはない。」
 - 「オンラインの海賊行為と闘うためのあらゆる努力は、合法的な活動に対するオンラインの検閲のリスクを防がなければならず、また、大小のダイナミックなビジネスによるイノベーションを阻害してはならない。」

6. ホワイトハウス（オバマ政権）の声明

- 「我々は、新たなサイバーセキュリティのリスクを生み出したり、インターネットの根底にあるアーキテクチャを破壊するような事態を避けなければならない。一連の法案は、インターネットのセキュリティの基礎であるドメインネームシステム(DNS)を操作することを通じて、インターネットの技術的なアーキテクチャを改ざんするものであってはならない。」
- 「いくつかの法案におけるDNSフィルタリング規定を分析したところ、それらが、サイバーセキュリティに重大なリスクをもたらす一方で、禁止された商品およびサービスをオンライン上で依然としてアクセス可能なままにしてしまうおそれが示された。ユーザーを危険で信頼性の低いDNSサーバーへと誘導し、DNSSEC(DNS Security Extensions)の展開のような次世代のセキュリティポリシーのリスクを高めてしまうような立法が行われることは避けなければならない。」

https://www.sunsteinlaw.com/media/2012_01_IP%20Update_whitehouse_petitions.pdf

7. 批判を受けた法案支持者の反応

- 法案の支持者からは、両法案への批判に対して、言論の自由はネットが無法地帯であることを意味せず、知的財産の保護は検閲にはあたらないという反論や、DMCAの制定の際も今回と同様の反対論が展開されたが、現実にはDMACの下でインターネットは発展しており、知的財産の保護はイノベーションに貢献しているという反論などが行われた。

See e.g., Hearing before the Committee on the Judiciary, House of Representatives, 112th Congress, 1st Session, on H.R. 3261,” serial no. 112-154, November 16, 2011.

- 2012年1月13日 SOPA提出者のスミス下院議員は、同法案への批判の高まりを受けて、プロバイダにブロッキングを要求する条項(102条の一部)を削除する修正案を検討することを表明。
- しかし、翌日のホワイトハウスの声明や同月18日のWikipediaの停止などを受け、法案に反対する議員が増大し、法案成立の見込みが立たなくなったことなどから、同月20日スミス下院議員がSOPAを取り下げる声明を発し、同法案の審議は無期限延期に。

8. 我が国への示唆

1. 法律の根拠と立法プロセスにおけるオープンな議論の必要性：
SOPAおよびPIPAが、海賊版サイトに対処する上で、ブロッキングを法律の根拠に基づいて行おうとしていた点は重要。立法プロセスを経ることにより、議員や市民らによる開かれた民主的な議論が行われた上で、その成否が決められた点で参照に値する。
 - 我が国においても、仮に海賊版サイトのブロッキングを行うことが必要だというのであれば、それが、通信の秘密を侵害し、緊急避難等に基づく違法性阻却も困難であるのみならず、(多くの)国民の権利の侵害を伴うものである以上、法律の根拠を要するため、立法プロセスを通じて議員および一般国民の間で開かれた議論を行った上で、その可否を決すべき。
 - もっとも、議院内閣制をとっており、立法の大部分を閣法(内閣提出法律案)が占める我が国では、本TFのような、立法に至る前の段階での行政の審議会・会議等におけるオープンな議論とそれを受けた国民による広範な議論を重ねることも重要。

8. 我が国への示唆

2. 司法手続の必要性: SOPA102条がプロバイダによる著作権侵害サイトのブロッキングについて司法の判断を要求していた点も注目に値する(PIPAも同様)。なお、SOPA103条は、広告事業者および決済事業者に、著作権者からの通知に基づき著作権侵害サイトとの取引停止等を義務づけていたが、同条項については、司法手続を経ずに著作権者に私的な検閲の権限を与えるものである点が強く批判された。
3. ブロッキングがインターネットにもたらす広範な影響: 米国のSOPAおよびPIPAをめぐる議論では、インターネットのアーキテクチャを改変してしまうおそれ、サイバーセキュリティへの脅威、表現の自由やプライバシーの侵害などの問題について広く議論が行われた。我が国においても、海賊版サイトのブロッキングが、インターネットの自由とガバナンスのあり方全体に及ぼしうる広範な影響を視野に幅広い議論を行うべき。

8. 我が国への示唆

4. 通信の秘密が仕える価値の普遍性: 通信の秘密が憲法上明文で保障されていない米国でも、通信の秘密と重なり合う価値(表現の自由、プライバシー、サイバーセキュリティ)は尊重されており、それらに基づいてSOPA等に対する批判が行われた。
- 米国でも特にスノーデン事件以降、情報機関・捜査機関による通信のメタデータ等に関する広範な監視の実態が明らかになったことにより、ネットの通信に関するプライバシーの保護の強化を求める議論も有力になっている。
 - 通信の秘密は、我が国特有の「ガラパゴスなルール」などではなく、それが仕える価値は普遍的なものである。また、近年の欧米におけるネット上のプライバシー・個人情報保護に関する議論の進展(プライバシーと表現の自由の相互依存性、メタデータの収集・分析によるプライバシー侵害のリスクへの着目など)を踏まえると、我が国の通信の秘密の保護のあり方は再評価されるべき側面があるのではないか。

8. 我が国への示唆

5. ブロッキング以外の多様な選択肢: 米国でも海賊版対策を進める上で、ブロッキング以外の多様な手法が実施・提案されている。
- SOPAおよびPIPAの中にも、プロバイダによるブロッキング以外に、検索事業者を通じた規制、広告事業者を通じた規制、決済事業者を通じた規制などが盛り込まれていた。
 - 米国では、他にも、海賊版サイト対策として、DMCA等に基づくサイトの削除、DMCA等に基づく検索結果からの削除、CDNサイトの幫助責任の追及、PRO-IP法等に基づくドメイン名の差押などが行われている。
 - 我が国においても、ブロッキングありきではなく、実効的な海賊版対策のために多様な選択肢のメリット／デメリットを比較検討すべき。

主な参考文献

- 成原慧『表現の自由とアーキテクチャー—情報社会における自由と規制の再構成』290頁以下(勁草書房、2016年)
- 成原慧「海賊版サイトのブロッキングをめぐる法的問題」法学教室453号45頁以下(2018年)
- 成原慧「ネット監視・プライバシー・表現の自由」 α -Synodos vol.208(2016年)
- ローラ・デナルディス(岡部晋太郎訳)『インターネットガバナンス—世界を決める見えざる戦い』(河出書房新社、2015年)
- ダニエル・ソロブ(大島義則＝松尾剛行＝成原慧＝赤坂亮太訳)『プライバシーなんていない！？—情報社会における自由と安全』(勁草書房、2016年)